

令和5年5月29日

報道関係各位

マイナポイント申込支援等窓口における マイナポイントの誤紐付けについて

5月25日に総務省からマイナポイントを誤って他人に付与した事案が90自治体113件あったとの発表がありましたが、福生市においても同様の事案を1件確認しました。

1 概要

マイナポイント申込支援等窓口において設置している端末によりマイナポイント申請の支援を受けていた市民の方（A様）が途中で手続きを中断し、退席した際に、支援員が同端末のログアウトを行わずに次の方（B様）の支援を行ったため、A様の情報にB様の決済サービスを誤って登録したものです。

これにより、B様の決済サービスにA様のマイナポイントが付与されましたが、そのポイントの取消の処理は完了しております。しかしながら、現在はA様へ本来のマイナポイントの付与ができない状態となっております。

判明と同時に総務省へ対応について問い合わせ、対象となる方へ説明を行い、本来のポイントが正しく付与されるよう手続きを進めております。

2 対応等

総務省における対応が確定次第、速やかにしかるべき対応を取らせていただきます。

また、申込支援につきましては、総務省から示されているマニュアルの厳守を徹底し、再発防止に努めてまいります。

【問合せ】 総合窓口課総合窓口係 TEL042-551-1595